

企業における若年者に関する評価等について

採用の際の企業のフリーターに対する評価

①フリーターであったことの評価別企業数割合

(単位 %)

項目	計	プラスに評価する	マイナスに評価する	評価にほとんど影響しない	無回答
企業数割合	100.0	3.6	30.3	61.9	4.2

②フリーターをマイナスに評価する理由別企業数割合 (複数回答)

(単位 %)

項目	計	根気がなくいつ辞めるかわからない	年齢相応の技能、知識がない	責任感が無い	組織になじみにくい	職業に対する意識などの教育が必要	入社時の格付け、配置が難しい	人物像がつかみにくい	その他	無回答
企業数割合	100.0	70.7	38.1	51.1	36.3	42.6	14.6	29.1	5.5	0.8

資料出所 厚生労働省「雇用管理調査」(2004年)

(注) 全企業のうち、フリーターであったことをマイナスに評価する企業を100とした割合である。

重視している能力のうち、企業が若年者の習熟実感に不満を持つ能力（複数回答）
（単位：%）

項目	重視している能力	そのうち、企業が若年者の 習熟実感に不満を持つ能力
コミュニケーション能力	85.7	34.4
基礎学力	70.8	30.6
責任感	64.3	31.6
積極性・外向性	59.5	32.5
行動力・実行力	54.8	33.9
ビジネスマナー	51.7	38.0
向上心・探求心	42.2	34.1
プレゼンテーション能力	40.2	39.0
取得資格（基本的なパソコン操作）	35.0	41.3
職業意識・勤労観	33.8	34.2
柔軟性・環境適応力	32.3	27.3
専攻した専門的な知識	28.3	30.1
体力	23.6	26.3
ストレス耐性	21.9	33.5
問題発見力	19.8	41.1
クラブ・サークル活動	14.8	24.2
取得資格（会計基礎）	11.1	39.8
語学力（英語読解・会話）	10.2	40.3
情報収集力	10.0	39.1
アルバイト経験	9.3	24.1
ボランティア等社会活動	3.8	23.8
取得資格（パソコン、会計以外）	0.7	37.1
その他	1.5	22.2

資料出所 厚生労働省「若年者の就職能力に関する実態調査」（2003年）

修得することにより採用可能性の高まる能力（複数回答）
（単位：%）

項目	回答
計	100.0
コミュニケーション能力	13.1
基礎学力	12.2
責任感	9.1
積極性・外向性	6.8
資格取得	11.3
行動力・実行力	6.8
ビジネスマナー	7.0
向上心・探求心	4.5
プレゼンテーション能力	4.9
職業意識・勤労観	4.4
柔軟性・環境適応力	3.5
専攻した専門的な知識	5.3
体力	2.8
ストレス耐性	2.4
問題発見力	2.8
その他	3.1

資料出所 厚生労働省「若年者の就職能力に関する実態調査」（2003年）

（注）仮にその能力を持っていることが公認されている者であれば採用されるその内容と、その個々の能力が実際の採用に当たってどれくらいの寄与度（重み）があるかを数値化（全体が100となるようウェイト付け）したものとして回答を求めた。

新規学卒者の採用計画

(単位 %)

年	高校卒	大学卒 (文科系)	大学卒 (理科系)
1989年	75	50	51
90	82	60	60
91	83	60	62
92	83	63	61
93	77	59	60
94	62	46	48
95	52	39	44
96	51	40	44
97	60	51	52
98	59	47	47
99	41	39	39
2000	33	33	34
01	35	36	38
02	29	29	31
03	26	29	31

資料出所 厚生労働省「労働経済動向調査」(各年2月調査)

(注) 新規学卒者の採用計画があると回答した事業所の割合である。

新規高卒者の採用の際の重視項目

①新規高卒者採用の際の重視項目（複数回答）

（単位：%）

企業規模	合計	専攻学科	一般教養・常識	学業成績	課外活動	熱意・意欲	勤労観・職業観	協調性・バランス感覚	言葉遣い・マナー	健康・体力	その他	無回答
企業規模計	100.0	16.1	36.6	12.3	7.4	76.2	16.1	29.1	18.4	46.2	2.6	2.4
5,000人以上	100.0	12.6	25.2	25.8	7.3	86.8	21.2	49.0	17.2	34.4	6	1.3
1,000～4,999人	100.0	19.8	25.5	21.0	8.5	79.8	21.3	51.9	19.9	37.5	4.4	1
300～999人	100.0	14.1	34.6	22.1	10.8	75.1	20.3	38.4	17.4	44.4	2.8	1.2
100～299人	100.0	14.9	35.2	15.4	7.1	77.1	11.7	38.3	18.1	49.5	2.5	3.1
30～99人	100.0	16.8	38.8	7.4	6.6	75.5	18.6	20.2	18.6	45.9	2.5	1.6

②原則として新規高卒者は採用しない理由（複数回答）

（単位：%）

企業規模	合計	高卒の知識・能力では業務が遂行できないから	パート・アルバイト等で支障がないから	業務を請負等の外部に委託したから	海外に工場又は事業場を移したから	働くことに対する意識が低いから	勤務地にこだわることから	採用してもすぐに辞めるから	その他	無回答
企業規模計	100.0	41.5	25.1	3.7	0.2	12.3	0.7	15.6	36.5	0.3
5,000人以上	100.0	40.4	18.3	11.5	4.8	6.7	1.9	6.7	47.1	1.9
1,000～4,999人	100.0	53.3	15.1	4.7	1.8	5.6	2.8	8.9	31	0.1
300～999人	100.0	48.5	21.1	5.1	1.6	10.6	1.6	11.8	37.3	0.6
100～299人	100.0	49.8	16.9	1.3	—	5.9	0.6	8.6	39.1	0.7
30～99人	100.0	36.8	29.4	4.3	—	15.4	0.5	19.2	35.5	0.1

資料出所 厚生労働省「雇用管理調査」（2004年）

新規大学卒・大学院卒の採用の際の重視項目

(単位 %)

企業規模	合計	専門的知識・技能	一般常識・教養	学業成績	創造性・企画力	語学力・国際感覚	理解力・判断力	行動力・実行力	熱意・意欲	コミュニケーション能力	協調性・バランス感覚	健康・体力	その他	無回答
企業規模計	100.0	20.5	32.1	9.2	12.2	3.2	25.9	31	64	35.1	30.9	15.8	3.7	0.5
5,000人以上	100.0	19.9	14	1.6	16.5	3.7	4.9	51.7	62	62	26.8	5.6	1.9	0.6
1,000～4,999人	100.0	18.5	21.6	5.5	13.3	3.5	24.9	39.3	62.7	54.7	34	10.2	2.2	0.9
300～999人	100.0	20.2	31	10.5	9.4	5	24.7	32	63.2	44	32.5	15.5	1.2	0.9
100～299人	100.0	18.6	33.7	13.1	12.7	3.2	24.8	28.2	67.8	30.8	29.6	17.4	3.6	0.5
30～99人	100.0	23.4	34.5	5.3	13.3	1.8	28.1	30.5	60.5	27.6	30.7	16.2	6.1	0.2

資料出所 厚生労働省「雇用管理調査」(2004年)

「キャリア・コンサルタント」について

- 「キャリア・コンサルティング」：個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練の受講等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、個人の希望に応じて実施される相談。
- 「キャリア・コンサルタント」：キャリア・コンサルティングを実施する者。
- 「キャリア・コンサルタント」は国家資格ではなく、複数の民間機関や公共職業訓練施設が、キャリア・コンサルタントとなるための養成講座や能力評価試験を実施し、各機関名による資格を付与。
- 国は、キャリア・コンサルティング実施に必要な能力について体系化し、キャリア・コンサルタントの養成モデルカリキュラム（120 h程度）及び能力評価のあるべき姿を呈示（平成 14 年）。
- 平成 14 年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標としてキャリア・コンサルタントの養成を推進。
※平成 16 年度末までの累積養成数は、約 2 万 8 千人。

キャリア・コンサルタントの養成・活用に向けた取組について

1 趣旨

個人の自主的なキャリア形成の取組を支援する観点から、個人に対して職業生活設計を踏まえた的確なキャリア・コンサルティングを行うキャリア・コンサルタントを養成することにより、職業能力開発等に関する総合的な相談機能を強化することとする。

2 キャリア・コンサルティング実施に必要な能力の体系化

- 学識経験者からなる研究会を設置し、キャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件について体系化し、平成14年4月に研究報告をとりまとめた。平成16年4月には、若年者向けキャリア・コンサルティング実施に必要な能力要件等を策定し、研究報告をとりまとめた。
- 平成14年4月の研究報告を踏まえ、養成及び能力評価のあり方について検討し、平成14年11月から民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験について、助成対象として指定を開始。（平成17年4月現在、11試験を指定。）

3 キャリア・コンサルタントの養成

○ 養成計画

平成14年度以降、官民合わせて5年間で5万人を目標として養成を推進。各年おおむね1万人の養成を目指す。（平成16年度末までの累積養成数は、約2万8千人となっている。）

○ 公的機関における養成

職業能力開発大学校等において、平成14年11月から企業の人事・労務管理担当者等の在職者を中心とした訓練コースを開設（毎年1,100名を養成）。平成16年度から若年者向けキャリア・コンサルタントの養成を実施。

○ 民間機関における養成への支援

- ・ キャリア形成促進助成金の活用（事業主が労働者のキャリア・コンサルタント養成訓練の受講又は能力評価試験の受検を支援した場合に助成。）
- ・ 教育訓練給付制度の活用（労働者自らキャリア・コンサルタント養成講座を受講した場合に支援。）

○ 民間機関における取組み

平成16年3月21日、キャリア・コンサルタントの資質確保とキャリア・コンサルティングの普及啓発を目的として、「キャリア・コンサルタント養成講座・能力評価試験実施機関連絡協議会（通称：キャリア協議会）」が発足。

4 キャリア・コンサルタントの活用

○ 公的機関における活用（平成17年度）

平成13年10月以降、（独）雇用・能力開発機構の都道府県センターに設置した「キャリア形成支援コーナー」、ハローワーク等にキャリア・コンサルタントを配置。

（参考）

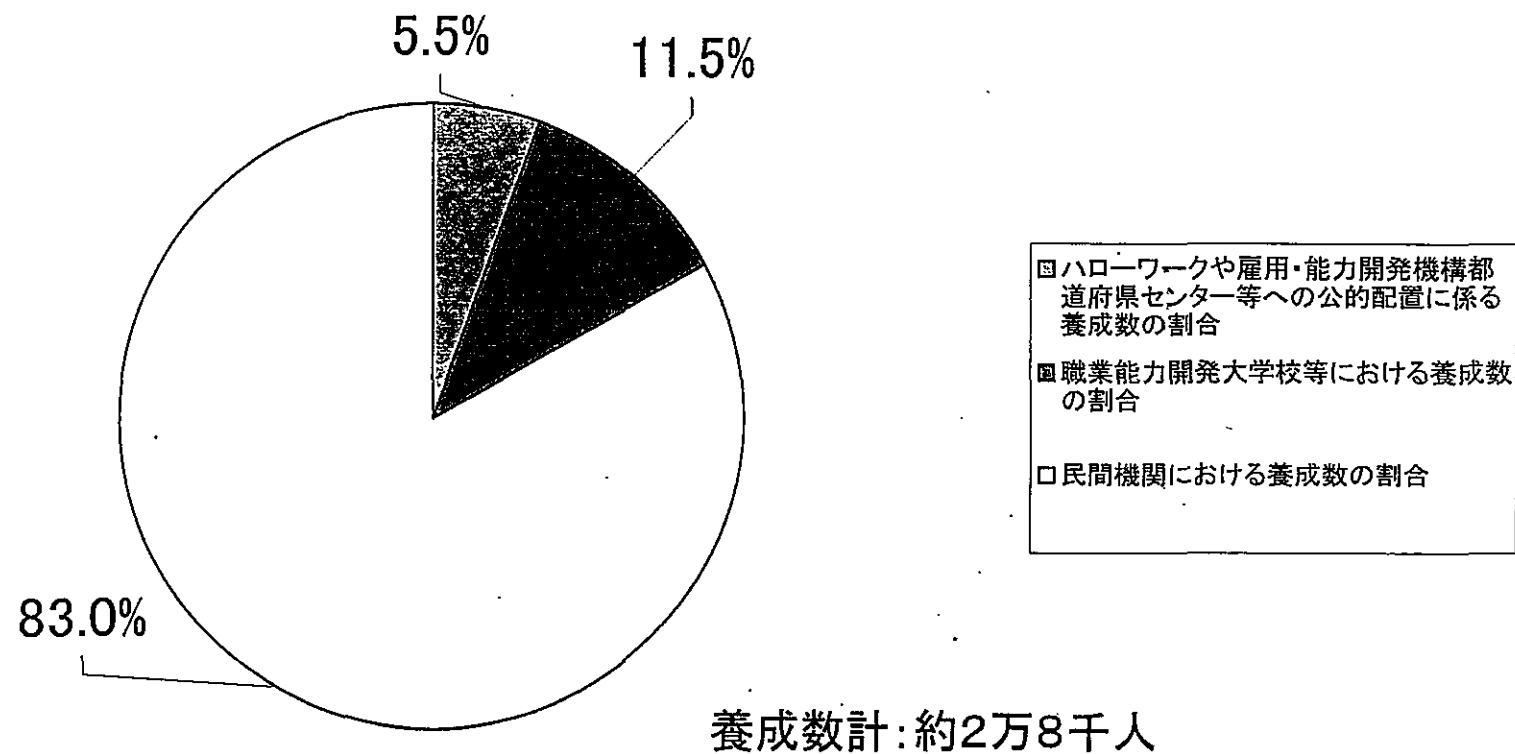
キャリア形成支援コーナー、ハローワーク等における相談状況

キャリア・コンサルタント	約900人
相談件数	約120万件（平成16年度）

○ 民間機関における活用

官民により養成されたキャリア・コンサルタントについては、ハローワーク等の公的機関における活用のほか、民間職業紹介機関や教育訓練機関、企業の人事部門、学校等における活用を促進。

キャリア・コンサルタントの養成数について(平成16年年度末まで)



注)

「民間機関における養成数の割合」は、アンケートにより把握した①キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)指定試験の合格者数及び②キャリア・コンサルタント養成講座(教育訓練給付の指定講座であるものに限る。)の修了者数より算出。

ワーキング・ホリデー制度の概要

1 制度の趣旨

ワーキング・ホリデー制度は、両国間の相互理解の促進、友好関係の増進及び国際的視野を持った青少年の育成を図るため、両国の青少年が、長期にわたり休暇を過ごす目的で相手国に入学し、その間の旅行資金を補うための付随的な就労を認める制度である。

この制度は相手国における就労の機会を通じて、青少年がこれから急速に発展する国際化時代にふさわしい職業人、社会人として成育するために極めて有効な制度である。

2 制度発足の経緯

- (1) 昭和55年12月、オーストラリアとの間で口上書に基づき発足。
- (2) 昭和60年7月、ニュージーランドとの間で口上書に基づき発足。
- (3) 昭和61年3月、カナダとの間で口上書に基づき発足。
- (4) 平成11年4月、韓国との間で協定書に基づき発足。
- (5) 平成11年12月、フランスとの間で口上書（平成12年7月より協定書）に基づき発足。
- (6) 平成12年12月、ドイツとの間で口上書に基づき発足。
- (7) 平成13年4月、イギリスとの間で口上書に基づき発足。

3 査証発給要件（対象国により要件の差異あり）

- (1) 相手国に居住する相手国の国民であること。
 - (2) 一定期間、主として休暇を過ごす意図を有すること。
 - (3) 査証発給時の年齢が、原則として、18歳から25歳までであること。
ただし、政府の権限ある当局が同意する場合には、年齢を30歳まで延長することができる。
 - (4) 子は同伴しないものであること。
 - (5) 有効な旅券及び帰国のための旅行切符又はこの購入のための十分な資金を所持すること。
 - (6) 入国時当初の生計の維持のための相当な資金を所持すること。
 - (7) 健康であり、かつ、健全な経歴を有すること。
- 以上の要件を全て満たすこと。

4. 滞在期間

入国の日から最大1年間滞在可能。

勤労青少年ホームについて

1 勤労青少年ホームの目的

勤労青少年福祉を、職業生活の指導、余暇の有効的活用の面から増進するためには、その事業の拠点となる施設を設置、整備することが最も有効的であります。

そこで、勤労青少年福祉法の第 15 条において、地方公共団体は、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、レクリエーション、クラブ活動その他余暇活用のための便宜を供与するなど勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行う労働福祉施設としての勤労青少年ホームを設置するように努めなければならないことが規定されています。

勤労青少年ホームは、昭和 32 年に愛知県に 1 所新設されて以来、平成 17 年 4 月 1 日現在で、全国各地に 479 箇所設置されています。

【参考】勤労青少年福祉法第 15 条

- 1 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。
- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

2 勤労青少年ホームの特色

① 利用者が同質性から生じる利点を享受できること

勤労青少年ホームは、おおむね 15 歳から 35 歳までの青少年が利用できる施設でありますから、例えば児童から老人までその利用を許すような場合と違って、同年齢・同世代の者のみを対象とした施設として、その要求に適合した指導、施設等を享受することが可能となります。

② 利用は個人利用を原則としていること

勤労青少年ホームでは、勤労青少年が個人で気楽に、自由に利用することができ、また、勤労青少年ホーム内のクラブ活動も個人による自由な参加を原則として、誰でもクラブ活動を楽しむことができるようにしています。

③ 新しい交流の場になっていること

特に職場に同年配の仲間が少ない中小零細企業の勤労青少年や、他の

地方から就職しているため地縁的社会になじめない勤労青少年は、強い孤独感や疎外感にとらわれがちになりますが、勤労青少年ホームは、これら勤労青少年に従来の地縁的社会に代わって余暇を過ごし、仲間を作る場を提供するものであり、勤労青少年の連帯感、自主的協力が養われる場となっています。

④ 地域の拠点であること

勤労青少年ホームでは、地縁的社会になじみにくい勤労青少年が、社会の一員をとしての役割を果たしていくために地域社会との交流の場、地域社会で行われるボランティア活動、スポーツ活動、伝統行事等への参加の機会を提供しています。

3 勤労青少年ホームの運営

勤労青少年ホームの運営については、当該ホームを設立した地方公共団体において行われており、国からの補助金等の支給は現時点では行われておりません。

なお、講座等の講師については、ホームの運営管理者においておこなうこともあります。多くの場合、外部委託等により専門の講師を呼んでいることが多くなっております。

勤 勞 青 少 年 ホ ム 設 置 一 覧

(平成17年4月1日現在)

県	設 置 市 町 村 等	ホ-ム 計	類似施 設等計	合計
北海道	札幌市(中央/円山/アカシア/ポプラ/豊平)/滝川市/根室市/旭川市/小樽市/室蘭市/北見市/苫小牧市/深川市/美唄市/三笠市/岩見沢市/網走市/羽根市/池田町/余市町/*支笏湖青少年フレンドシップセンター/増毛町/芽室町/釧路市/広尾町/岩内町/浦河町/赤平市/富良野市/枝幸町/稚内市/浜中町/七飯町/*帯広市とかちプラザ	32	2	34
青 森	八戸市/青森市/弘前市/三沢市/むつ市/十和田市/黒石市/五所川原市/三戸町/磐ヶ沢市/大間市/野辺地町/平内町	13		13
岩 手	盛岡市(中央/仙北)/北上市/宮古市/一関市/花巻市/大船渡市/陸前高田市/水沢市/久慈市/遠野市/胆沢町/*釜石勤労福祉センター/雫石町/東山町/大東町/一戸町/紫波町/岩手町/種市町/滝沢/前沢町	21	1	22
宮 城	古川市/*白石市/名取市/角田市/*柴田町/中新田町/鹿島台町/涌谷町/桃生町/七ヶ浜町/山元町/亘理町/気仙沼市/田尻町/迫町/*女川町勤労青少年センター/小牛田町/松島町/東和町/利府町/*石巻市勤労者余暇活動センター/*塩竈市生涯学習センター	17	5	22
秋 田	大館市/湯沢市/大曲市/本荘市/*秋田市/男鹿市/*鹿角市/矢島町/仁賀保町/能代市/角館町/稲川町/金浦町/天王町	12	2	14
山 形	上山市/南陽市/寒河江市/村山市/天童市/長井市/山形市	7		7
福 島	いわき市/水戸市/郡山市/二本松市/喜多方市/原町市/会津若松市/本宮町/須賀川市/安達町/鏡石町/石川町/新地町/福島市/小野町	14		14
茨 城	水戸市(梅香/五軒)/古河市/土浦市/*結城市/水海道市/日立市/総和町/高萩市/石岡市/取手市立/千代田町/下妻市/境町/ひたちなか市(勝田/那珂湊)	15	1	16
栃 木	栃木市/鹿沼市/足利市/宇都宮市東/佐野市/小山市/大田原市/大平町/今市市/黒磯市/壬生町/石橋町/矢板市	13		13
群 馬	高崎市/前橋市/太田市/吾妻郡/沼田市/館林市/邑楽町/富岡市/藤岡市	9		9
埼 玉	川越市/秩父市/*本庄市/*行田市/*狭山市/蕨市立/飯能市/桶川市/新座市/*熊谷市/草加市立/和光市/鴻巣市/*蓮田市/*幸手市/三郷市/*川口市/*吉見町勤労青少年フレンドシップセンター/白岡町/吹上町/小川町/長瀬町/八潮市/戸田市立	16	8	24
千 葉	野田市/八千代市/旭市/八日市場市/市川市/館山市/茂原市/白井市	8		8
東 京	*全国勤労青少年会館		1	1
神奈川				
新 潟	長岡市/上越市/三条市/*栃尾市/燕市/新井市/糸魚川市/加茂市/五泉市/吉田町/小千谷市/六日町/村上市/佐渡市/与板町/中条町/新潟市/*新発田勤労者総合福祉センター/*柏崎市	16	3	19
山 梨	塩山市/(大月市/身延町/富士北麓)勤労青年センター/山梨県(中巨摩/東山梨/峡北)地方勤労青少年センター/甲斐市/上野原町/*山梨県立勤労青少年センター	9	1	10
長 野	上田市/長野市(北部/南部/中部)/更埴市/*松本市/岡谷市/中野市/塩尻市/大町市/伊那市/飯山市/茅野市/*富士見勤労青少年フレンドシップセンター/飯田市/須坂市/諏訪市/駒ヶ根市/小布施町/*下諏訪町	17	3	20
富 山	富山市/魚津市/氷見市/滑川市/新湊市/*福岡町/*城端町/小矢部市/新川広域圏事務組合/砺波市/立山町/小杉町/婦中町/黒部市	12	2	14
石 川	輪島市/加賀市/白山市/かほく市(七塚/宇/気)/能美市/宝達志水町広域/能登広域/内灘町/七尾市/*小松市	10	1	11
福 井	福井市(福井市/*森田)/丸岡町/武生町/あわら市/越前町/鯖江市/大野市/今立町/三国町	9	1	10
岐 阜	羽島市/多治見市/瑞浪市/関市/中津川市/各務原市/土岐市/美濃市/高山市/垂井町/北方町広域/平田町/安八町	13		13
静 岡	富士市立青少年センター/沼津市立/磐田市/*静岡市/浜北市/湖西市/裾野市/富士宮市立/天竜市立/袋井市/藤枝市/浜松市立/*三島市民生涯学習センター/*しまだ楽習センター	11	3	14
愛 知	豊橋市/西尾市/岡崎市/稲沢市/蒲郡市/*三好町立/*祖父江町立/瀬戸市/犬山市/高浜市/新城市/尾張旭市/*豊田市/*勤労センター憩の家/春日井市	11	4	15
三 重	松坂市/*桑名市/四日市市/津市/鈴鹿市	4	1	5
滋 賀	東近江市/高島市/米原市/浅井町/湖南市/長浜市/近江八幡市/栗東市/大津市/甲賀市	10		10
京 都	京都市(*中京/*伏見/南/*東山/下京/山科)青少年活動センター/福知山市/亀岡市	5	3	8
大 阪	大阪市立(中央/福島/*平野/城東/*東成/*港/東淀川/旭/天王寺/住之江/大正/浪速/大淀/東住吉/鶴見/西淀川/西/西城/生野/北/南/*加美ユースセンター/此花/住吉/淀川/都島)/吹田市/岸和田市立春木地区公民館・青少年会館/*高槻市立/和泉市/忠岡町/熊取町立/泉大津市立/美原町/*寝屋川市立エスポワール	29	6	35
兵 庫	尼崎市立青少年センター/高砂市/西宮市立/三木市立/*西脇市/氷上町/*伊丹市青少年センター	5	2	7
奈 良	大和高田市/橿原市	2		2
和歌山	海南市/田辺市/御坊市/新宮市/橋本市	5		5
鳥 取	鳥取市/倉吉市/米子市	3		3
島 根	出雲市/浜田市/安来市/大田市/江津市/益田市立/平田市立/雲南市/邑南町	9		9
岡 山	倉敷市(児島/水島)/井原市/岡山市立/備前市/総社市/笠岡市/玉野市/新見市/高梁市	10		10
広 島	福山市(福山/松永)/府中市/広島市(中央/安佐/佐伯)/尾道市/大竹市/竹原市/呉市/*三原市/因島市	11	1	12
山 口	徳山市/防府市/下関市/光市/新南陽市/平生町/山陽町/美祿市/宇部市勤労青少年会館/*柳井市/小野田市/豊浦町/小郡町/周東町	13	1	14
徳 島	徳島市立/阿南市立/藍住町/鳴門市/市場通/小松島市	6		6
香 川	小豆島/さぬき市/国分寺町/多度津町/善通寺市/大野原町/満濃町	7		7
愛 媛	新居浜市/四国中央市立/宇和島市立/今治地区/大洲市立/八幡浜市立/砥部町立	7		7
高 知				
福 岡	北九州市立(八幡東/若松/門司/八幡西)/甘木市/大川市/直方市/那珂川町/久留米市/豊前市/八女市/田主丸町/久山町立/筑紫野市/春日市/星野広域/田川市/川崎町	18		18
佐 賀	鳥栖市/唐津市/武雄市/有田町/大町町/中原町	6		6
長 崎	大村市/佐々町/長与町/松浦市/川棚町/五島市	6		6
熊 本	八代市/本渡市/山鹿市/人吉市/菊池市/宇土市/水俣市/牛深市/菊陽町/玉名市/西合志町/熊本市	12		12
大 分	中津市/日田市立/宇佐市/豊後高田市/別府市/*大分市	5	1	6
宮 崎	延岡市/都城市/宮崎市/日向市/串間市/小林市/えびの市/西都市/高城町	9		9
鹿 児 島	出水市/鹿屋市/国分市/鹿児島市/枕崎市/西之表市/川内市/高山町/串木野町	9		9
沖 縄	那覇市/宜野湾市/平良市	3		3
合 計		479	53	532

(注) *印は地方公共団体が国の補助を受けなくて設置したもの及びホームの類似施設等を示す。